

## いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 弁当調達要項

### 1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「両大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務分担

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

#### (1) 県実行委員会

ア いちご一会とちぎ国体 総合開・閉会式、冬季大会開始式・表彰式

イ いちご一会とちぎ大会 開・閉会式及び競技会

#### (2) 会場地委員会

いちご一会とちぎ国体 競技会

### 3 弁当調製施設の選定

(1) 県委員会及び会場地委員会は、栃木県保健福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び関係する保健所の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組むとともに、適切に施設管理、運営を行えること。

イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の大きさ、従業者数等に見合ったものであること。

ウ 総合開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入及び廃棄容器の回収ができること。

エ 県委員会及び会場地委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

(2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ別に定める。

(3) 県委員会及び会場地委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

### 4 選定した弁当調製施設の報告

(1) 会場地委員会は、選定した弁当調製施設をいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会弁当調製施設名簿（様式第1号。以下「弁当調製施設名簿」という。）により、次に定める期日までに管轄の保健所に報告するとともに、その写しを県委員会に提出する。

ア 冬季大会で弁当調製を行う施設：令和3(2021)年5月末日

イ 本大会で弁当調製を行う施設：令和3(2021)年9月末日

(2) 県委員会は、自ら選定した弁当調製施設を弁当調製施設名簿により、(1)に定める期日までに施設を管轄する保健所に報告するとともに、会場地委員会から提出のあった弁当調製施設を取りまとめ、弁当調製施設名簿により県生活衛生課に提出する。

- (3) 県委員会及び会場地委員会は、上記(1)及び(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合、それぞれ(1)及び(2)に準じ速やかに追加分の弁当調製施設を報告する。
- (4) 県生活衛生課は、県委員会から提出された弁当調製施設名簿に、県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施及び結果の報告を依頼する。

## 5 弁当調製施設の選定の取消し

- (1) 県委員会及び会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
  - ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。
  - イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
  - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
  - エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会又は会場地委員会が不適当と認めたとき。
- (2) 会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取り消しの報告を受けた県委員会は、速やかに施設を管轄する保健所及び県生活衛生課に報告する。
- (3) 県委員会が選定を取り消したときは、速やかに施設を管轄する保健所及び県生活衛生課に報告する。併せて会場地委員会に情報提供を行う。
- (4) 県生活衛生課は、県委員会及び会場地委員会が選定の取り消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。

## 6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) あっせん弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（県委員会又は会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当のことをいう。）を提供する対象者は、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。
- (2) あっせん弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて900円（税抜）以内とし、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。

## 7 弁当の献立

県委員会及び会場地委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たっては、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 標準献立作成方針」に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりや栃木県産食材の活用等に配慮するものとする。

## 8 弁当の申込み、受付及び発注等

- (1) あっせん弁当及び支給弁当の申込み、受付、発注等の手続きについては、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県委員会及び会場地委員会は、申込みを受け付けたあっせん弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、弁当調製施設へ発注する。

なお、発注に当たっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

## 9 弁当の調製、運搬等

県委員会及び会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。）
  - ウ 食品添加物
  - エ 消費期限（時刻まで表示）
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他県委員会が指示する表示
- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県委員会及び会場地委員会が指定する時刻及び場所に納入すること。
- (4) 県委員会及び会場地委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

## 10 弁当の保管及び引換

県委員会及び会場地委員会は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務に当たっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

## 11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県委員会及び会場地委員会が別に定める方法により精算する。

## 12 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県委員会又は会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や保健所等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 県外開催競技における弁当の調達については、この要項に準じて取り扱うものとする。